

経済構造実態調査検討会 製造業分科会（第1回） 議事概要

- 1 日時** 令和2年10月13日（火）16時00分～17時30分
- 2 場所** Web会議による開催
- 3 出席者** 委員等：廣松座長、菅審議協力者、宮川審議協力者、鈴木審議協力者※、土屋審議協力者※
- 内閣府：尾崎経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課長
総務省：植松政策統括官付統計審査官併任統計局事業所情報管理課長
統計局統計調査部：井上統計調査部長、佐藤調査企画課長、江刺調査企画課統計調査研究官、上田経済統計課長、八木経済統計課課長補佐
経済産業省：吉田大臣官房調査統計グループ統計企画室長、荒川構造統計室長、鈴木構造統計室参事官補佐、馬場構造統計室参事官補佐

※ヒアリングのため、座長により株式会社日経リサーチ、株式会社インテージリサーチから招聘

4 議題

- (1) 経済構造実態調査検討会 製造業分科会の設置について
- (2) 工業統計調査の経済構造実態調査への包摂に向けた検討課題等について
- (3) その他

5 概要

- ・開催要領を説明の上、その趣旨を共有。
- ・工業統計調査の経済構造実態調査への包摂に関し、検討課題の内容及び進め方（調査名簿を事業所母集団データベースとすること、調査範囲及び調査方法の変更について次回以降の分科会で具体的な議論をすること等）について、概ね了承された。

6 主な意見等

<調査名簿の変更について>

- ・名簿変更により増加した事業所が従来の工業統計調査に継続的に回答してきた事業所ではないことを考えると、対象数の増加以上に、問合せや疑義照会への対応コストが増加することが見込まれる。また、コロナ禍の中、実査事務を行うスペースを余分に確保する必要性や、コールセンターの人件費の高騰等の影響も懸念されるところ。その上で、50万規模の調査の年次実施に当たっては、リスク分散の観点から、一社で請け負うと言うよりは、場合によってはJV（共同企業体）で実査を行うことも検討していく必要があるのではないか。
- ・実査可能性の観点からは、物理的には対応は不可能ではないものの、単純に対象数が

増加することのみならず、郵送調査への変更によって例えば地方自治体が従来実施していた、新規事業所等の確認・把握業務、さらに審査事務の増加及びそれに伴う疑義照会の増加等も見込まれる。それらを考慮した調査方法の改善や予算的な措置がなされるかということが現実的な課題といえる。

- ・対象数の増加に係る費用増がどの程度になるのかという点については、しっかりと見積りをして検討いただきたい。
 - ・経済センサスに基づく製造業事業所数と工業統計調査の事業所数で9万の差があった要因として、どのようなものが考えられるか。
- 名簿の整備方法の差として、例えば、経済センサスでは建物単位で事業所を把握している一方、工業統計調査では隣接する工場で市町村をまたがらないものについては一つの事業所として把握していることなど定義の違いがある。また、経済センサスでは従業者数4人以上の事業所が、工業統計調査の結果、従業者数1～3人となって対象外となる場合があることなどが、対象数に差が出る要因として考えられる。

<調査対象範囲の変更について>

- ・工業統計調査はコモディティ・フロー法における品目別出荷額の推計や付加価値法における産出・投入構造の推計などに用いており、裾切りの範囲拡大はGDP推計の精度に直接的に影響する。出荷額総額だけでなく、個別の品目や産業の動向も分析した上で今後の方針を決めてほしい。
- ・裾切り方法について、例えばアメリカの年次工業調査（ASM）では、裾切りの閾値は高いものの、一部の産業や地域に特化したサンプルを設定するなど全体のサンプルサイズを抑えつつ地域分析・産業別分析に影響を与えない工夫をしているので参考にしたい。
- ・裾切り範囲を広げることで、特定の品目や地域によって非常に大きな影響が出てしまうことは以前から言われており、そもそも地域別の推計精度をどこまで保つ必要があるのかということは事前に考えておく必要がある。また、特定の地域や品目については一部裾切り範囲を下げる、サンプル調査を実施するなどといった工夫をする対応もありうるのではないか。
- ・名簿変更により増加した事業所がどのような特性を持っているのか見ることができれば、調査対象範囲の検討にも役立つ可能性があるのではないか。
- ・一律に裾切りをした場合に、地方の要望にどこまで応えられるかは難しい問題で、経過措置や推計精度の検証等も考慮した上で、検討を進めてほしい。

<調査方法について>

- ・過去の地方公共団体へのヒアリングで、調査員調査から郵送・オンライン調査に切り替えた際、事業所の調査であるにも関わらず生産額が企業全体の金額になっていた

といった誤りが発生した事例があったと聞いている。郵送・オンライン調査への移行は行うべきと考えるが、結果精度を担保するためには、審査体制を強化することが重要ではないか。

- ・ 郵送・オンライン調査は現地で調査員が確認する方法と比べて、廃業事業所の特定が難しいという傾向があると思われる。また、特に新設事業所に関する審査は前年比較ができず難しいところがある。
 - ・ 郵送・オンライン回答に移行した場合に、地方公共団体がこれまでと同じように審査を実施したいと要望したらどのように対処するか。
- 審査のあり方を含め、今後検討していく。

<その他>

- 次回の開催日程は令和2年10月30日（金）10時を予定。

以上